

山口市ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山口市（以下「本市」という。）で実施するファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進することを目的としている。

本要領は、本市が実施するファミリー・サポート・センター事業の運営に係る委託事業者をプロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（１）業務名称

山口市ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託

（２）業務内容

別添「山口市ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託仕様書」のとおり

（３）委託期間

委託期間 令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

※契約締結の日は、令和９年１月を予定

（４）３年間の提案上限額（総額）

２２，２００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれも満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有していること。

- （１）市内に事務所、事業所等を有している、又は令和９年３月３１日までに山口市内に事務所、事業所等を設置する予定があること。（設置地域の地縁団体等で構成される団体を除く。）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉事業を運営している者（※）で、次の各号に該当しないこと
※ ただし、共同企業体の場合は構成員のいずれかが事業等を運営している者であること
- ① その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から指定を取り消され、その取り消された日から5年を経過していない者
 - ② その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から指定の効力を全部または一部停止され、その満了の日の翌日から2年を経過していない者
 - ③ その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から法令に基づき、適切な措置をとるべき勧告を受け、なおこれに従わず措置命令を受け、その措置命令の日から2年を経過していない者
- (4) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと
- (5) プロポーザル参加意向申出書兼参加に関する誓約書の提出期限（令和8年10月28日）から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 納税の義務のある税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (9) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者。

4 選定スケジュール（予定）

実施要領等の公表	令和8年 10月15日（木）
質問の受付期間	令和8年 10月15日（木）～ 10月21日（水）
質問に対する回答期限	令和8年 10月26日（月）
参加意向申出書兼参加に関する誓約書提出期間	令和8年 10月15日（木）～ 10月28日（水）
参加資格確認結果の通知	令和8年 10月15日（木）～ 10月29日（木）
企画提案書の提出要請	令和8年 10月29日（木）
企画提案書の受付期間	令和8年 10月29日（木）～ 11月11日（水）
プレゼンテーション【評価】	令和8年 11月 中旬 ～ 11月 下旬 予定
選定結果通知	令和8年 12月 上旬 ～ 12月 中旬 予定
※契約については、令和9年1月を予定	

5 プロポーザル参加意向申出書兼参加に関する誓約書の提出

（1）提出書類

- ① 参加意向申出書兼参加に関する誓約書（様式第1号） 1部
- ② 市税に滞納がないことの証明 1部
※市内に事業所を有していない場合は、法人税、事業税、消費税、地方税の滞納のない証明書を添付。
- ③ 法人登記簿謄本（法人格のない地縁団体の場合は役員名簿） 1部
- ④ 定款の写し（法人格のない地縁団体の場合は規約等） 1部
- ⑤ （共同企業体の場合）共同企業体概要書（様式第2号）
- ⑥ （共同企業体の場合）「山口市ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託」共同企業体協定書の副本（様式第3号）
- ⑦ （共同企業体の場合）委任状（様式第3-1号）
- ⑧ （共同企業体の場合）共同企業体連絡先一覧（様式第4号）（任意様式可）
- ⑨ （共同企業体の場合）共同企業体における組織体制及び業務分担等を示す書類（任意様式）

（2）提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）

（3）提出期限：令和8年10月28日（水）午後5時まで 持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。

（4）提出先：山口市こども未来部こども未来課子育て応援担当 〒753-8650 山口市亀山町2番1号（2階）

6 質問及びそれに対する回答

（1）質問の提出方法（電子メールのみ受付）

- ア 提出書類：質問書（様式第5号）
- イ 提出方法：質問書を電子メールで送信（受信確認を行ってください。）

ウ 受付期限：令和8年10月21日（水）午後5時まで（必着）

エ 提出先：山口市こども未来部こども未来課子育て応援担当

kodomo@city.yamaguchi.lg.jp

（2）質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和8年10月26日（月）までに本市の公式ウェブサイトで公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

7 企画提案書等の提出要請

（1）参加意向申出書提出者について、本実施要領3に規定する参加資格を確認し、その結果を令和8年10月29日（木）までに参加意向申出書兼参加に関する誓約書の提出者に電子メールにて通知する。

（2）参加資格確認の結果、参加資格を有すると認められた者に対しては、企画提案書等の提出の要請を行う。

8 企画提案書等の提出

（1）提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号及び任意様式）

企画提案書について、様式第6号に提案内容を記載した任意様式を添付して提出すること。提案内容は、仕様書及び別表「山口市ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託 企画提案書評価基準」を踏まえ作成すること。なお、企画提案書は、原則としてA4版で作成し、常識的なページ数（20～30ページ程度）とすること。

イ 直近3事業年度の財務諸表（法人格のない地縁団体で財務諸表を作成していない場合は、団体の決算書及び会計監査報告の写し）

ウ 見積書（様式第7号）

エ 見積書の積算内訳（任意様式）

各年度の内訳及び項目ごとの内訳が分かるよう作成すること。

（2）書類作成上の留意事項

ア A4判、両面印刷を原則とする。ただし、資料の都合上、部分的にA3判を利用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

イ 内容は、正確かつ簡潔にまとめるよう注意すること。

ウ 提出書類は、上記（1）のア～エの順番に並べてA4判のフラットファイルに綴じ、インデックスを貼り提出すること。

（3）提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表面に「山口市ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託」と朱書きの上、到着の確認をす

ること。)

(4) 提出期限：令和8年11月11日（水）午後5時まで
持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。

(5) 提出先：山口市こども未来部こども未来課子育て応援担当
〒753-8650 山口市亀山町2番1号（2階）

(6) 提出部数：正本1部、副本8部

(7) その他

参加意向申出書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

9 受託候補者の選定

(1) プレゼンテーション【評価】

ア 実施日時：令和8年 11月 中旬 ～ 11月 下旬 予定

※実施日は確定次第市公式ウェブサイトで公表する。時間については、別途応募者に通知する。

イ 実施場所：別途応募者に通知する。

ウ 実施時間：35分以内（提案説明20分以内、質疑応答15分以内）

エ 出席者：4名以内

オ 準備物：提案者は、企画提案書の内容に基づくプレゼンテーション資料（Power Pointその他これに類するもの）を作成し、映像投影機器（プロジェクター又はモニターをいう。以下同じ。）を用いて説明を行うこと。
プレゼンテーションに必要なパソコン及び接続ケーブル等は提案者が用意すること。なお、映像投影機器及びスクリーン（プロジェクターを使用する場合）は市が用意する。

また、使用機器の仕様について、事前に山口市こども未来課に連絡すること。

カ 選定方法

- ① 市が設置する評価委員会において、委託料上限額の範囲内で、各委員が別表「山口市ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託 プロポーザル企画提案書評価基準」に沿って採点した評価点をもとに、必要最低限の選定基準（総計得点が総配点合計の6割以上）を満たした上で、最も高い採点をした委員の人数が多い提案者（複数ある場合は、そのうち各委員の採点の合計得点が最も高い提案者。合計得点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した提案者）を、受託候補者として選定する。
- ② 評価委員会による評価結果について、市が設置する審査委員会の審査を経て、最終的に受託候補者を特定する。
- ③ 審査結果通知は、プレゼンテーションを行った全事業者に書面及び電子メール

で行う。また、審査結果については、市公式ウェブサイトでも公表を行う。結果通知の内容に対する異議申し立てには一切応じない。

キ その他

- ① プレゼンテーションは、原則として企画提案書の受付順に行う。
- ② プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて実施するものとし、プレゼンテーション資料は企画提案書の内容を要約又は補足するためのものとする。なお、企画提案書に記載のない新たな提案事項の説明及び追加資料の配布は認めない。
- ③ 事業者による会場内での録音・録画は認めない。

10 契約の締結

- (1) 本プロポーザルで選定した受託候補者と協議し、見積りを徴収の上、契約手続きを進めるものとする。
- (2) 提案内容については、契約後の業務においてそのまま実施されるものではなく、契約締結時に改めて協議し決定するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) 見積書の金額が上限を超える場合
- (6) プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合（ただし、やむを得ないと認められる場合を除く。）
- (7) その他審査委員会において不適當と認められた場合

1 2 その他留意事項

- (1) 本募集は、令和8年12月定例会に提出する補正予算成立後、令和9年度に速やかに事業を開始できるようにするため、準備行為として予算成立前に公募を行うものである。令和8年12月定例会における予算の議決が前提であり、場合によっては内容等が変更になることがある。
- (2) 提案者は、参加意向申出書兼参加に関する誓約書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (3) 一の提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (4) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。ただし、個人情報のほか提案者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより提案者に不利益を与える恐れがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しない。この場合、公開することにより提案者に不利益を与えるおそれがある情報については、提案者の意見を聴いて公開の可否を判断する。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

1 3 所管課（問い合わせ先）

山口市こども未来部こども未来課子育て応援担当

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号（2階）

電話番号：083-934-2756

E-mail：kodomo@city.yamaguchi.lg.jp

別表 山口市ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託

プロポーザル企画提案書評価基準

【評価項目・評点等】

評価項目	審査事項	評点
1 事業運営に関する基本的な考え方	【事業理解・実施方針】 事業目的及び相互援助活動の趣旨を十分理解し、市の子育て支援施策、地域課題及び多様化する子育てニーズを踏まえた実施方針となっているか。 本事業の課題及び現状を的確に把握し、それを踏まえた提案となっているか。	15
2 業務内容	【相互援助活動の推進・利便性向上に係る取組】 会員の募集、登録及び相互援助活動の調整等の基本業務を着実に実施するとともに、利用者のニーズに対応したデジタル技術の活用により、相互援助活動の推進、利便性の向上及び事業運営の効率化が期待できる内容となっているか。 デジタル技術を活用した独自性及び実現性の高い提案がなされているか。	15
	【提供会員の確保・育成】 提供会員の確保及び増加に向けた取組が具体的かつ効果的であり、講習会及びフォローアップ講習会等を通じて、提供会員の資質向上、安全意識の向上及び継続的な活動が期待できるか。	15
	【事故防止・安全管理・苦情対応】 事故防止及び安全管理のための適切な方策が講じられているか。 苦情への適切な対応及び個人情報の適正な管理が図られているか。	15
	【地域子育て支援拠点等との連携】 地域子育て支援拠点その他関係機関との連携について具体的な提案がなされており、安心して相互援助活動を実施できる環境づくりにつながる内容となっているか。	10
	【独自性・実現性】 企画提案者の強みやノウハウを生かした創意工夫がなされており、事業の周知、会員の増加及び本事業の効果向上につながる独自性及び実現性の高い提案となっているか。	10
3 事業者評価	【実施体制及び活動実績】 実施体制・管理責任者が明確にされ、適切な人員配置が行われているか。 提案者の状況及び活動実績からみて、確実に事業を遂行できる能力を有しているか。	10
	【安定した運営を行うための財政的基盤】 応募者の財務状況は健全であるか。	5
4 見積価格	経費削減が図られており、経費の積算が適切になされているか。 ※ <u>提案上限額を上回る見積額で提案された場合は失格とする。</u>	5
合 計		100